

平成30年度高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会実施要項

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

1. 趣 旨

インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会は、特別支援教育政策上の課題や教育現場の喫緊の課題等に対応した指導者養成研修である。本協議会では、各都道府県等の高等学校における通級による指導に関わる指導的立場にある教職員を対象に、年3回の連続型研修を各2日間実施する。

2. 目 的

インクルーシブ教育システムの理念を実現するには、高等学校においても、障害に応じた特別な指導を行う通級による指導の取組が重要であり、高等学校における通級による指導は、平成30年度から制度が運用される。そこで本協議会では、高等学校における通級による指導に関し、指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、担当者の専門性の向上及び高等学校における通級による指導の理解推進を図る。

3. 期 日

第1回 平成30年5月7日（月）から8日（火）までとする。

第2回 平成30年8月27日（月）から28日（火）までとする。

第3回 平成30年12月10日（月）から11日（火）までとする。

4. 会 場

国立特別支援教育総合研究所 研修棟他

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

電話 046-839-6888、6889（総務部研修情報課研修支援室ダイヤルイン）

5. 研修内容

本研修では、高等学校における通級による指導に関する行政説明、講義、話題提供、レポートに基づく研究協議等を行う。主な内容として、1回目は、通級による指導についての考え方と制度運用や実践上の課題等について協議する。2回目は、1回目の研修を踏まえた実践報告と課題の解決方法や今後工夫すべきこと等について協議する。3回目は、通級による指導を充実させていくための具体的方策、手順等について協議する。

なお、本研修のポイントは次のとおりである。

- (1) 各都道府県等の実情に応じて、高等学校における通級による指導の推進に向けた、3回連続型の研修であり、各受講者の課題解決に資する研究協議と、各回間の受講者の主体的な実践を重視する。
- (2) 受講者のニーズに応じるため、対象別（指導主事、教員）の内容を取り入れる。

6. 受講者の推薦等

(1) 受講対象

各都道府県又は指定都市等において、高等学校における通級による指導に関わる指導主事及び担当教員又は担当することが予想される教員とし、3回の研修全てに受講可能な者とする。

なお、各回に受講者が異なざるを得ない特段の事情がある場合は、各都道府県等の課題を引継ぎ、連続した研修への受講が可能な者を受け入れることがある。

(2) 募集人員

100名とする。

(3) 推薦手続

i) 推薦機関は、次のとおりとする。

都道府県又は指定都市教育委員会

ii) 推薦機関は、受講候補者を選定のうえ、別紙様式（推薦様式）により当研究所の理事長（以下「理事長」という。）に推薦すること。

iii) 推薦人数は、原則2名以内とし、2名以上を推薦する場合は、推薦順位を明記すること。

iv) 推薦期限は、平成30年1月31日（水）とする。

7. 受講者の決定

(1) 理事長は、推薦のあった者の中から受講者を決定し、その結果を2月中旬を目途に推薦機関に通知する。

(2) 推薦状況によっては、人数を調整する場合がある。

(3) 受講者決定の後、受講に当たっての連絡事項を、推薦機関を経由して受講者に連絡する。

8. 研修に関する事前提出物

(1) 受講者は、協議等に主体的に参加し、課題解決に資するための題材として事前にレポートを作成し、当研究所に提出すること。

(2) レポートの書式及び提出期限等については、受講に当たっての連絡事項とともに、推薦機関を経由して受講者に連絡する。

9. 宿泊施設の利用

受講者は、原則として当研究所の研修員宿泊施設に宿泊すること。

10. 研修に要する経費

受講料は徴収しない。宿泊料その他所要経費については別紙参照のこと。

11. 受講の中止等

推薦機関は、本研修の開催前に受講者の研修派遣を取り止める場合又は他の者に変更したい場合は、その理由を付した書面を速やかに理事長に届け出て承認を得ること。

12. その他

(1) 本研修修了1年後を目途として、教育委員会等派遣元に対してアンケート調査等を実施する予定である。

(2) この要項に定めるもののほか、本研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。